

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年十月二十四日にハノイで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一条4の規定に関し、独立行政法人日本貿易保険は、同条4(b)(v)に規定する金融機関とされることとが了解される。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意が貴官の返簡の日に効力を生じ、かつ、同日以後に租税を

課される額について適用されるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使 深田 博史

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣 ドー・ホアン・アイン・トウアン殿

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日に効力を生じ、かつ、同日以後に租税を課される額について適用されるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣     ドー・ホアン・アイン・トウアン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使     深田     博史閣下